埼玉県病児保育事業費補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 保護者が就労している場合等において、こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合がある。こうした保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
- 2 この補助金の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の交付手続等に 関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱 に定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象は、「病児保育事業の実施について」(令和6年3月30日こ成保第180号)の別紙に定める病児保育事業とする。

(交付額の算定方法)

- 第3条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円 未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 別表に定める基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1) により選定された額に3分の1を乗じて得た額。

(交付の条件)

- 第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事

は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8)事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第6号による調書を作成するとともに、 事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日 (事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保 管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 市町村が (1) から (8) により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を 県に納付させることがある。
- (10) 市町村は、市町村以外の者が行う補助対象事業に対して、この補助金をその財源の一部とする補助金を交付する場合には、間接補助事業者に対して(1)から(8)までに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、(1)、(2)、(3)、(4)、(5) 及び(7) 中「知事」とあるのは「市町村長」と、(5) 及び(7) 中「県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

- (11) (10) により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。
- (12) 事業者から財産処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (13) 事業者が(10) により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(申請手続)

- 第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、別紙様式第1号によるものとし、その提出期限は、毎年 度別に定めるものとする。
- 2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(変更申請手続)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請を行う場合には、 前条の規定を準用する。

(交付決定通知)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、別紙様式第2号のとおりとする。

(補助金の支払)

第8条 この補助金は、概算払をすることができる。

(状況報告)

第9条 補助金の交付を受けた市町村は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、 当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。 (実績報告)

第10条 規則第13条の事業実績報告書の様式は、別紙様式第3号のとおりとし、その提出期限は、 事業完了後(第4条(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理 後)速やかに提出しなければならない。

(確定通知)

第11条 規則第14条の確定通知書の様式は、別紙様式第4号のとおりとする。

(補助金の返還)

第12条 県は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。

(その他)

- 第13条 特別の事情により、第3条、第5条、第6条及び第10条に定める算定方法又は手続による ことができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。
- 第14条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は別途知事が定める。

附則

- この要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。
- この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。
- この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。
- この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。
- この要綱は、令和元年度分の補助金から適用する。
- この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。
- この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。
- この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。
- この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。
- この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。

事業	基準額	対象経費	負担割合
1 病児対応型	(1) 基本分 1 か所当たり年額 8,443,000円 うち改善分 2,538,000円 ※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等へ の情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減 算すること	病児保育 事業の実 施に必要 な経費	県 1/3 (市町村1/3 国 1/3)
	(2) 加算分(1か所当たり年額) ア 年間延べ利用児童数に応じた加算 100人以上 100人未満 1,500,000円 150人以上 200人未満 1,500,000円 150人以上 200人未満 2,000,000円 200人以上 300人未満 3,000,000円 300人以上 400人未満 4,000,000円 400人以上 500人未満 5,000,000円 500人以上 600人未満 6,000,000円 500人以上 700人未満 7,000,000円 700人以上 800人未満 7,000,000円 800人以上 900人未満 9,000,000円 800人以上 1,000人未満 10,000,000円 1,000人以上1,000人未満 10,000,000円 1,000人以上1,300人未満 12,000,000円 1,200人以上1,300人未満 13,000,000円 1,300人以上1,400人未満 14,000,000円 1,300人以上1,500人未満 16,000,000円 1,700人以上1,500人未満 16,000,000円 1,700人以上1,500人未満 17,000,000円 1,700人以上1,000人未満 17,000,000円 1,700人以上1,000人未満 17,000,000円 1,700人以上1,000人未満 17,000,000円 1,000人以上2,000人未満 20,000,000円 1,000人以上2,000人未満 20,000,000円 2,200人以上2,400人未満 20,000,000円 2,200人以上2,400人未満 22,800,000円 2,800人以上2,800人未満 24,700,000円 2,800人以上2,800人未満 30,400,000円 3,000人以上3,000人未満 32,300,000円 3,000人以上3,000人未満 32,300,000円 3,000人以上3,000人未満 32,300,000円 3,000人以上3,800人未満 34,200,000円 3,000人以上3,800人未満 36,100,000円 3,800人以上0,000人未満 38,000,000円 ※4,000人以上の場合は別途協議		
	1か所当たり年額 5,400,000円 ウ 送迎経費 1か所当たり年額 3,634,000円 エ 研修参加費用		
	職員1人当たり年額 10,000円 オ 当日キャンセル対応加算 年間キャンセル回数 基準額(1か所当たり年額) (1)25回以上50回未満 247,900円		
	(2) 50回以上100回未満 502, 500円 (3) 100回以上150回未満 670, 000円 (4) 150回以上 1,005,000円		

(3) 普及定着促進費 (開設準備経費)

ア 改修費等 1か所当たり年額 4,000,000円

イ 礼金及び賃借料 (開設前月分)

1か所当たり年額 600,000円

※ ア及びイとも当該年度に支払われたものに限る。

(4) 低所得者減免分加算

ア 生活保護法による被保護者世帯 5,000円 × 年間延利用人員

イ 市町村民税非課税世帯

2,500円 × 年間延利用人員

※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法(昭和2 5年法律第144号)に定める要保護者の属する世帯 等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用 に係る加算額については、被保護者世帯と同額とす ること。

病後 児対応型

(1) 基本分

1か所当たり年額 6,032,000円 うち改善分 2,225,000円

32, 148, 000円

33,934,000円

35,720,000円

※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等へ の情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減 算すること

(2) 加算分(1か所当たり年額)

3,400人以上3,600人未満 3,600人以上3,800人未満

3,800人以上4,000人未満

※4,000人以上の場合は別途協議

ア 年間延べ利用児童数に応じた加算

50人以上 100人未満 1,300,000円 100人以上 150人未満 1,410,000円 150人以上 200人未満 1,880,000円 200人以上 300人未満 2,820,000円 300人以上 400人未満 3,760,000円 400人以上 500人未満 4,700,000円 500人以上 600人未満 5,640,000円 6,580,000円 600人以上 700人未満 700人以上 800人未満 7,520,000円 800人以上 900人未満 8,460,000円 900人以上1,000人未満 9,400,000円 1,000人以上1,100人未満 10,340,000円 1,100人以上1,200人未満 11,280,000円 1,200人以上1,300人未満 12,220,000円 13, 160, 000円 1,300人以上1,400人未満 1,400人以上1,500人未満 14, 100, 000円 15,040,000円 1,500人以上1,600人未満 1,600人以上1,700人未満 15,980,000円 1,700人以上1,800人未満 16,920,000円 1,800人以上1,900人未満 17,860,000円 1,900人以上2,000人未満 18,800,000円 2,000人以上2,200人未満 19.646,000円 2,200人以上2,400人未満 21,432,000円 2,400人以上2,600人未満 23,218,000円 2,600人以上2,800人未満 25,004,000円 2,800人以上3,000人未満 26,790,000円 28,576,000円 3,000人以上3,200人未満 30, 362, 000円 3,200人以上3,400人未満

イ 送迎対応を行う看護師等雇上費

1か所当たり年額

5,400,000円

ウ 送迎経費

1か所当たり年額 3,634,000円

工 研修参加費用

職員1人当たり年額

10,000円

オ 当日キャンセル対応加算

年間キャンセル回数	基準額(1か所当たり年額)	
(1)25回以上50回未満	247, 900円	
(2)50回以上100回未満	502,500円	
(3)100回以上150回未満	670,000円	
(4) 150回以上	1,005,000円	

(3) 普及定着促進費(開設準備経費)

ア 改修費等

1か所当たり年額 4,000,000円

イ 礼金及び賃借料 (開設前月分)

1か所当たり年額

600,000円

※ ア及びイとも当該年度に支払われたものに限る。

(4) 低所得者減免分加算

- ア 生活保護法による被保護者世帯 5,000円 × 年間延利用人員
- イ 市町村民税非課税世帯 2,500円 × 年間延利用人員
- ※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法(昭和25年 法律第144号) に定める要保護者の属する世帯等、特に 困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算 額については、被保護者世帯と同額とすること。

3 体調 不良児対 応型

- (1) 基本分 1か所当たり年額 4,500,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、 2,250,000円)
 - ※ 平成26年度以前から実施する施設、または平成2 7年度以降新規開設し看護師等を2名以上配置して実施 する施設の場合
- (2) 加算分

ア 送迎対応を行う看護師等雇上費

1か所当たり年額 5,400,000円

イ 送迎経費

1か所当たり年額 3,634,000円

ウ 研修参加費用

職員1人当たり年額

10,000円

- 1か所当たり年額 (3) 改善分 4,496,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、 2,248,000円)
 - ※ 平成27年度以降新規開設し看護師等を1名配置して 実施する施設の場合

4 非施設 型(訪問 型)

(1か所当たり年額)

7,280,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、

3,640,000円)